

751

247

751-247イ



\*1200800089608\*

東亞新秩序の建設と帝國海軍

海軍省海軍軍事普及部編

軍軍事普及部編纂

50



東亞新秩序の建設と

帝國海軍



目次

一、緒言

二、支那事變の前途

三、列國海軍軍備充實の情勢



(イ) 米國海軍

(ロ) 艦船

(ハ) 航空兵力

(ニ) 國防豫算

(ロ) 英國海軍

(二) 艦船



(二) 航空兵力  
(三) 國防豫算

(ハ) 蘇國海軍

四、支那事變と帝國海軍の行動

五、東亞新秩序の建設と海洋問題

六、戦後經營の歴史的考察

七、結言

附 表

三三

二六

一八

三三

二六

二六

三一

751  
2474

## 東亞新秩序の建設と帝國海軍

一、緒言

歳茲に改まり昭和十四年事變第三の新年を迎ふるに方り、謹みて 寶祚の無窮と 聖壽の萬歳を壽ぎ奉る。

惟ふに聖戰既に十有八箇月我が軍は到る處神速果敢なる進撃を遂げ曩に敵首都南京を攻略してより陸には北支の鎮定次第に成り長江を溯江して其の流域を席卷し、海には蜿々數千哩の支那沿海の交通遮斷を徹底せしめ、空には長驅敵空軍の根據を衝きて之を覆滅し、完全に四百餘州の大空を制

し、更に進んでは南支の要衝廣東一帶を制壓し、或は武漢三鎮を攻略して將に抗日容共の軍を壊滅に至らしめつゝあるは、寔に曠古の偉績と謂はねばならぬ。

是れ偏に 大元帥陛下の御稜威を仰いで我が忠勇なる陸海軍人が適切な籌畫卓越せる統帥と必勝の信念に燃ゆる果敢なる攻撃とを以て勇往邁進した結果であるのは勿論のこと、また銃後に於ても國民舉つて克く非常の時局を認識し、有形無形の後援激勵に努めたのに起因すること、誠に大なるものあるを確信する次第である。

此の偉大なる戦果を顧みて一たび思を戦歿者及戦傷者竝に其の遺家族の上に馳するときは、眞に傷惻の念に堪へざるものがある。

前述の如く今や我が作戦は一大段階を劃せる如き觀あるも、聖戦最終の目的を達せむが爲には前途猶遼遠であつて、複雑なる四圍の國際情勢に對處して、速かに抗日赤化の禍根を芟除し、東亞新秩序の基礎をなすべき純正鞏固なる建設を完成せむには、我が朝野を擧げて益々日本精神を作興し、國力の伸展國防の充實に力め以て物心兩面に不退轉の備を完うせねばならない。

而して大陸に於ける如上の大業を完成せむが爲には、之を繞る海洋の重要性を認識し、其の積極的利用と國防上の對策とに於て誤る事無からしむるは、現下の喫緊事であつて、今次事變に於て帝國海軍の儼然たる存在が齎らせる有形無形の成果に徴しても、將又長期建設の經濟的解決に鑑みるも必要缺く可らざる重要事である。

我等一億同胞は思を此に致し彌々、獻身報國の赤誠を披瀝し、官民一致各

自の職分に邁進し、以て 聖業の完成に萬遺憾無きを期せねばならぬ。

四

## 二、支那事變の前途

我が海陸軍の奮闘により、蔣介石政権は既に支那の主要據點を失ひ、其の陸軍は大打撃を蒙り、海軍は已に殆ど全滅し、空軍も屢々、企てた再建の企圖全く潰えて、今や百機足らずの敗殘機が蠢動し居るに過ぎない。

然るに蔣介石政権は今以て外力の支援を待み、西南地域に盤踞して、依然長期抗日を豪語抗戦しつゝあるのみならず、我が占領地域の後方攪亂を企圖しつゝある。

一方混亂せる支那の現時局を拾收し、我等と共に東亞新秩序の建設に邁進すべき新支那中央政権は、漸次育成されつゝあるのであるが、之が完全なる任務を達成し得る迄には前途尙容易ならざるものあるは世の齊しく痛感する所である。

従つて全支に亘る我が海陸軍の作戦は依然積極的に持續すべきは當然であつて、一時の小康に甘んずる事なく舉國一致何處迄も蔣政権の絶滅に邁進せねばならない。

是れ今日内治に外交に、所謂國家の總力を傾注する長期戦の態勢確立に、凡ゆる施策經營を行ひつゝある所以である。

蔣政権今日の策動の背後に英、米、蘇、佛を主とする第三國の直接間接の支援がある事は既知の通であつて、就中英米兩國の既得權益に對する恢復擁護を目的とする策謀即ち東亞の情勢を無視したる政治的妨害、露骨なる援蔣反日の經濟的壓迫、世界通信網を利用する反日宣傳等は最近益々積

五

極化せんとする趨勢にある。

勿論今日の歐洲方面の情勢も、將に危機一髪の淵に臨み、此の局面の展開に英、佛始め諸國が特に其の肝膽を砕きつゝあることは察知せらるゝのであるが、支那に對する權益の維持は此等諸國が重大關心を有するものであるから、歐洲問題をなるべく直截簡單に片附けて現下東洋問題の解決に其の勢力を集中せんとするかのような如き態度は過般の「チエッコ」問題發生當時の英佛等の態度を回想すれば直に頷かれる所である。

斯くの如く氣息奄々たる蔣政權なるに拘らず、背後の第三國の態度依然たるものある今日、之を待みとする彼の今後の動向が現状を以て當分推移するものである事は容易に判定さるゝ所である。帝國としては曩に不動の國策として中外に表明せられたるが如く、一面斷乎として蔣政權に對する

膺懲の師を緩めず、抗日軍隊の絶滅に邁進すると共に東亞新秩序の建設てふ一大偉業の完成に全力を擧げて奮勵努力すべき時機に際會してゐる。

此の偉業たるや實に今次聖戰の最終の目的であり如何なる國難を打破しても必ずや貫徹すべき尊い責務であり、我等日本國民は過去三千年の光輝ある歴史を顧み、悠遠なる國運の前途を望んで正に劃期的奮闘をなすべき秋である。

### 三、列國海軍軍備充實の情勢

歐洲方面の不安なる情勢と支那事變の推移に鑑み、列國の海軍軍備充實には一層拍車をかけられたる觀があり、特に米、英、蘇海軍軍備充實の動向については此際特に慎重なる考慮を要する。

## (イ) 米國海軍

### (一) 艦 船

米國は一九三四年成立の「ヴァインソン」案により倫敦華府兩條約限度の海軍力即世界第一の海軍力を目標として其の整備に努め來つたのであるが、最近の國際情勢特に支那事變及歐洲事態等に刺戟せられて益々軍備の必要を痛感し、昨年議會に於て前記海軍力に各艦種共夫々約二〇%を増加したる新「ヴァインソン」海軍擴張案を成立せしめた。

本案は戰艦十八隻を基幹とし之に協力する補助艦艇を合せて總計約一五〇萬噸の艦齡内艦船及三、〇〇〇機以上の飛行機を整備せんとするものであつて其の完成期日は規定しあらざるも、新聞には五乃

至十年と報ぜられて居り、情勢に應じて之を促進するものと考へられ最近の情勢は之を短縮する氣配にある如く觀取せられる。

尙本案完成後現有艦船を全部保有すとせば艦齡内及艦齡外を加へて戰艦約三十隻空母約十隻を基幹とし潜水艦以上の艦艇だけでも約百六七十萬噸の大海軍となるものと觀測せられる。(附表參照)

### (二) 航 空 兵 力

海軍航空兵力は昭和十三年(一九三八年)に於て二、〇〇〇機を有し新「ヴァインソン」案により三、〇〇〇機以上を整備せんとする情勢にあるが、尙陸軍に於ても近く六千機を目標として整備せんとする模様である。

### (三) 國 防 豫 算



新「ヴァインソン」案實現の爲に米國は一九三八年度豫算として五億四千九百廿二萬弗に上る平時未曾有の大豫算を計上し着々工事を急いで居るが、昨年十月十一日「ルーズヴェルト」大統領は次年度豫算に於て更に一億五千萬弗の増額を要求する旨言明し、此の大建艦計畫遂行と共に太平洋岸の海軍補給基地擴充を圖る意圖を明かにした。更に米國が主として經濟上の見地から對支問題に關聯してはさまで積極的態度には出でざるべしと言ふ浮説を打破して、米國在郷軍人會會長「チャドウィック」氏は世界第一海軍建設の急務を強調すると共に「米國は外國の紛争に捲込まれない様用心しなければならぬが、之は決して外國の事件に對し眼を塞ぎ大戰は二度と起る筈はないと濟し返つてゐてよいと言ふ意味ではない」と言明してゐる。

又米國が在來の方針の如く世界會議特に軍縮會議を提唱すべしとの觀測は今日益々望薄となり、萬難を排して軍備の充實に邁進する意向が愈々顯著となつて來た。

### (ロ) 英國海軍

#### (一) 艦 船

英國は近時到る處に於ける外交上の退却を餘儀なくされてゐる事を畢竟するに主として軍備の不足に基因するものと見做して國防力の再建を決意し、昭和十年(一九三五年)初頭初めて國防に關する白書を發表して國民に訴へたが、翌昭和十一年春に到り我が帝國の倫敦條約脫退に先ち主力艦二隻の代換建造を舊倫敦條約滿期と共に着手すべき事を發表すると共に、概ね左記の様な建艦方針を公示した。

(A) 主力艦は新艦の建造と共に既成艦の近代化を繼續する。

(B) 巡洋艦は七十隻を保有するを目標とし中六十隻は艦齡内たらしめる。

(C) 驅逐艦及潜水艦は着々代換を行ふ。

(D) 艦隊航空隊は數箇年内に急速増勢する。

(E) 其の他雜種艦艇を着々整備する。

而して昭和十二年二月には彼の十五億磅（邦貨二百五十五億圓）に上る巨額を國防費を以て五ヶ年計畫で軍備の充實を促進する事となり、現に着々實行中であるが、昭和十七年（一九四二年）頃迄には少くとも艦齡内艦船を以て百五十萬噸以上を保有し、艦齡超過艦を加ふれば潜水艦以上の艦艇だけでも約百九十萬噸に垂んとする大海軍を持つ

こととなり、主力艦二十五隻以上を基幹とする大海軍の建設を實現するものと推定される。

更に昨年十二月十三日「チエンバレン」首相は外國新聞協會總會に於て、軍備計畫促進の演説を行ひ、「英國は單に英本國のみならず大英帝國の構成部分たる各自治領及び植民地並に我々と締盟關係にある友邦を防衛すべき義務を有してゐる、之が爲には目下遂行中の再軍備計畫を一段と促進せねばならぬ」と陳べてゐる事は注目し値する。

(二) 航空兵力

空軍の擴張は他軍に先ち極めて急進的であつて、既に昭和九年（一九三四年）から本格的に乗出して居り、爾後毎年右計畫を擴大促進し昭

和十三年五月に於ける計畫では、昭和十五年（一九四〇年）三月迄に左の通り増勢する見込である。

|            |       |        |
|------------|-------|--------|
|            | 本國部隊  | 二、三七〇機 |
| 整備すべき第一線機數 | 海外部隊  | 約 四九〇機 |
|            | 艦隊航空隊 | 約 五〇〇機 |
| 計          |       | 三、三六〇機 |

因に本年三月現在の第一線機數は總計二、〇三〇機である。最近致國問題に依る歐洲の危機に刺戟せられ、更に擴張を決意した。以上空軍の増勢の爲に特に國內製産能力を擴充するのみならず、加奈陀に製造所を求め、又米國から多數の飛行機を購入する手段を講じつゝある。

(三) 國防豫算

既述十五億磅の國防豫算は國際情勢の不安繼續につれて更に増額の見込なる旨屢々聲明されたが、昭和十二年（一九三七年）來、三軍費共多大の膨脹を來し昭和十三年度に於ては左の通りである。

|     |              |
|-----|--------------|
| 海軍費 | 一三〇、一九六、五一九磅 |
| 陸軍費 | 一一四、四一九、〇〇〇〃 |
| 空軍費 | 一三三、九〇五、〇〇〇〃 |
| 計   | 三七八、五二〇、五一九磅 |

英國海軍並に空軍のこの大擴張と共に注意すべきは其の極東に對する積極的海軍政策であり、新嘉坡軍港の整備、香港の防備強化等を考慮すれば其の意圖が奈邊にあるかは容易に窺知し得る所である。

(八) 蘇國海軍

蘇國が陸軍軍備のみならず海軍軍備に於ても急激に膨脹しつゝある事は注目すべき事、昭和十二年(一九三七年)に於ける自國海軍の無力に原因する西國援助の不徹底と國威失墜とに鑑み、更に伊太利の加入による日獨伊防共陣の強化並に支那事變や列強の建艦問題等に刺戟せられて愈、大海軍建設の決心を堅めた觀がある。

即全國的肅清工作に伴ひ從來の海軍首脳部を殆ど全部更迭して新進を拔擢すると共に、昭和十二年末海軍人民委員部、十三年初頭軍令部の獨立を斷行し、制度組織並に人事を刷新し、第二第三の兵學校を創設して幹部の補充に備ふる等、名實共に大海軍建設に相應はしい陣容を整へつゝあるが、高度の秘密國なるが爲に其の詳細を窺知

し得ざるも現有の世界最大數の潜水艦の外に、左の如き主力艦及巡洋艦の建艦計畫も進行中と推測される。

|     |    |         |       |    |
|-----|----|---------|-------|----|
| 戰艦  | 二隻 | 三五、〇〇〇噸 | 一六吋砲  | 九門 |
| 巡洋艦 | 七隻 | 八、〇〇〇噸  | 七・一吋砲 | 九門 |

特に潜水艦は總兵力の三分の一約九萬噸以上に上り、極東方面だけでも最近六十隻以上を配備してゐる模様で、中には一、〇〇〇噸以上のものや六〇〇噸以上のものも含んでゐる。

又黒海艦隊の海峽通過に對する自由の享受と、北氷洋航路の開拓、不凍港「ホリヤリノエ」軍港の設置と北洋艦隊の創設、沿海州、「カムチャツカ」方面の根據地の整備等を考慮すれば、其の積極的政策が逐次實現されつゝあるのを痛感する次第である。

又航空機に於ては現在約六、〇〇〇機以上を保有し、其の中極東に一、五〇〇機を配備して居る模様である。

以上米、英、蘇の急進的なる軍備の充實と現事變下に於ける各種の策動とを併せ考ふれば、今後の我が國策遂行に對する第三國の障害は、單に大陸方面にのみ存在せず、海洋方面よりする壓力の漸次加重し來るべきを痛感する次第であつて、是等諸國に對する海陸兩面の對策は共に併行して確立せねばならぬと信ずる。

#### 四、支那事變と帝國海軍の行動

今次事變に於ける帝國海軍の作戰は國民周知の如く、赫々たる成果を昂揚しつゝあるのであるが、其の行動を通觀すれば

- (イ) 陸戦隊の戦闘
- (ロ) 航空隊の戦闘
- (ハ) 支那船舶の交通遮斷
- (ニ) 各方面に於ける陸軍との協同作戰
- (ホ) 揚子江及珠江遡江作戰
- (ヘ) 海上制壓

に大別する事が出来る。而してこの何れもが蔣政權及抗日軍隊の絶滅てふ目的に向けられつゝある事は云ふ迄もない事であるが、制海權の完全なる把握が、全作戰の成功の根本的基礎をなすばかりでなく、特に第三國の不當なる干涉や壓迫を斷乎として排除しつゝある事は海軍の全行動中極めて重要な働きと云ふべきである。

支那沿岸は全然交通を遮断せられ、四百餘州我が荒鷲の翼下に制壓せられ、我が國土は絶對安全なるのみならず、大陸間の交通はもとより、百萬の大軍の後方連絡に聊かの不安なかりしのみならず、我が沿岸は勿論海外航路迄何一つ脅威を受くることなく、平時同様各種の貿易が行はれ、斯くて一方に大戦争を行ひながら、他方貿易振興或は國際收支等を云々するところが出来る等眞に余裕綽々たることは、彼の歐洲大戦當時の、英獨の窮迫せる狀況と併せ考ふれば、今更我が制海權の確保に依る貢獻の著大なるに驚かざるを得ない。

然るに制海權の把握たる偉大なる業績も、海上に於ける大なる戦闘が無かつた爲に一般の認識を得る事尠き恨があるが、これ實に我が海軍が支那の海軍及空軍に對して絶對的優勢であつたばかりでなく、其の機先を制して逸早く之に徹底的打撃を與へ彼をして又我に乗せしむるの機會を與へなかつた事に基因する事を思はねばならない。

殊に彼の南支作戰に於ける驚異的成功の第一原因が、實に我が海軍の完全なる制海制空にあつた事は、世界大戦當時の「ガリポリ」半島上陸作戰に於ける英、佛聯合軍の失敗と較量すれば直に首肯出来る事である。

更に今日迄に於ける世界列強の態度は獨伊の盟邦を除いては概ね我に反對の態度を維持し、殊に英、米、蘇の如き屢、立上らんとする鋒鏑を仄かしたのであるが、遂に積極的態度に出で得ざる所以は我が海軍力充實の無言の勢威に負ふ處甚だ大なるものあるは、彼の滿洲事變當時の米國國務卿「スチムソン」の聲明當時を追想する迄もなく明かに認知される所である。

今次事變に於て制海權は單に海洋のみに止らず遠く長江を遡つて武漢三

鎮を制壓し岳州を取り支那の奥地に迄及ばんとしつゝある。

武漢攻略戦と長江制覇との關聯を考ふる時に於て海上權の延長たる江上權掌握の意義が如何に大なるものありしかは想像に餘りあるものである。

### 五、東亞新秩序の建設と海洋問題

既に事變に對處する作戰に於て海軍が果しつゝある使命の重大性に鑑み、今後の長期に亘る建設を思ふの時に於て、大陸建設と海洋問題との關聯は一層深刻化するを覺ゆるものである。

何となれば蔣政權にして絶滅せざる限り大陸の作戰及後方治安維持に於ては海軍としても依然として現任務の續行を必要とし、一方第三國の壓力は年を逐ひ其の軍備の充實するに伴つて益々加重さるべきは火を見るよりも明かである。

更に文化建設夫れ自體を考ふるの時に於て、日滿支の完全なる經濟ブロックが形成されたる場合に於ても、我が國の庶幾する高遠なる理想を實現する爲には海洋の管制及利用について一層の考慮を要するものがある。

先づ資源について考ふるに我が國が工業國として一層の發展をなす上に於て不足する重要資源は約三十八種と云はれてゐるが、其の内大陸に於て不足し又は得られざる物資即木材、護謨、石油を始め、鐵、棉花、羊毛、銅、亞鉛、錫、ニッケル、ボーキサイド等の如きは海洋を通じて求めねばならない。

次に人口問題の解決に於ても今後大に大陸に發展すべきは正に國策として實行すべき問題ではあるが、自然と人生の適應性や、支那の人口密度及

支那人の勞働力等に鑑みて、總ては之のみに依つて解決する事の不可能なるは自明の理である。

更に又長期建設に必要とする巨額の經費は何れより得らるゝかと考ふるに、海洋を通じて全世界各地に亘り一層擴張さるべき海外貿易の振興に依る國富の増進に俟たざる可らざるを思ふの時、大陸發展が決して大陸自體のみの問題にあらずして、之を繞る海洋の重要性と之に對する對策の樹立が極めて大なる意義を有する事を覺えざるを得ない。

茲に史實を繙く迄もなく海上權の消長と國家の興廢とが常に離る可らざる因果關係を有し、文明の發達に従ひ愈々其の關係を深からしむるを痛切に感ずる次第で「海を制する者は世界を制す」とは蓋し古今の眞理を言明せる言藥である。

我が國はよく持たざる國として獨、伊兩國に比較せられるが、その人口密度に於て「ドイツ」の每平方哩耕地人口五七八、伊太利の四七七に對して日本は二、四一八の高密度を示し、人口の自然増加率に於ても日本は獨逸の三倍、伊太利の一倍半に當つてゐる。

我が國の如く國を天與の得難き海洋上に享け、今後世界競争の焦點に儼存し、海外貿易、水産、海運の利便を恣にすべき運命に恵まれたる國民が、若し大陸發展又は大陸建設を文字通の狹義に解釋して海洋の存在を忘却したらんには之こそ由々しき大事であり、單に國民生活夫れ自體の根柢を失ふばかりではなく、東亞新秩序の建設の如きも一場の夢と化する事は想像するに難からぬ所である。



## 六、戦後經營の歴史的考察

曩に日清戦争後三國干渉の暴壓に憤然と立ち上つた日本國民は、臥薪嘗膽十年にして克く世界の強國露西亞に打勝つゝの實力を養ひ得た。

然るに、日露戦争後に於ける我が大陸の經營は、列強の積極的進出に比して極めて熱意を缺き、此の間勝利に眩惑せる國民は荒怠の心さへ生じて、畏くも明治四十一年戊申詔書の煥發をさへ見るに至つた。

世界大戦後に於て相次で起れる華府會議及關聯諸條約の締結に當つては、國民一致の鞏固なる決意と努力とを缺き、彼の老獪なる第三國の術策に乗ぜられて、對支權益を逐次に喪失したるのみならず、支那人をして輕日侮日の氣運を増長せしめたる等陰に陽に今次支那事變の禍根を作る事となつた。

斯くの如く過去の各戦役の實蹟に徴するに一大難關に際會する毎に我が舉國一致の赤誠は彌が上に發揚され、よく我が武威を中外に輝かしたのであるが、戦役の經營は必ずしも成功と云ふ能はず、可惜尊き犠牲と多額の出資に對しても憂恨禁じ難きものがある。

而して今次の事變こそは其の規模に於て、將又國運將來の消長に於ても共に未曾有の大業であつて、事變其のものは勿論、戦後の經營は、正に國家の全智全能を傾けて立派に爲し遂げねばならぬ重要性を有する。

今や一方に於ては敗殘の蔣政權及抗日軍隊に對する作戰を續行し、他方長期建設の第一段階に立つに至つた此の際、切に過去の殷鑑を今日の箴として、眞に舉國一致 聖業の完成に萬遺漏なきを期せねばならない。

## 七、結 言

今や我等日本國民は東亞新秩序の建設てふ一大 聖業の完成に邁進する事になつた。

此の事たるや前言せる如く前途に幾多の難關あるは云ふ迄もない事であるが、就中英、米、蘇等の外力の策動及妨害は今後益々考慮さるべき問題である。

而して此等幾多の妨害を排除し、悠久なる國家將來の發展道程に於て、我等日本國民に課せられたる光榮ある責務を達成せむが爲に、帝國海軍が帶ぶる使命は一層重大と言ふべく、特に當面の作戰任務に邁進すると共に海洋の安全を維持して資源の輸入及製品の交易を自由確實ならしめ、國民生活の安定と共に産業及貿易の振興を促進し、以て東亞新秩序の建設に最高度の貢獻をなす事は正に我等が身命を賭して貫徹を期しつゝある事項である。

之が爲英、米、蘇等列強の對日態度竝に各國海軍の急進的軍備充實に深甚なる注意を拂ひ、之に對應する適切なる處置を講ずべきは當然であつて、先づ國防の安全を確保し以て國策の進展を擁護推進する爲軍備を增強し、常に我に待つあるの備へを完成し在るべきことは第一の要件である。而も之が爲に生ずる國費の膨脹も其の大部は國民生活の維持増進に還元することも忘る可らざる事である。

由來兵の強弱なるものは、單に形而下の兵力量にのみ存せず、愛國の至誠に發する熾烈なる攻撃精神、優秀なる術力竝に艦船兵器の精銳に俟つ可

きもの大なるは今次事變の成果が如實に物語るところである。

多年黙々として海上の本務に没頭し、現事變下に於ける光榮ある任務の達成に邁進し來つた我等海軍軍人は、既往の小成に安んずる事なく益々奮勵努力し、全國民諸君と共に相携へて、事變の解決及戦後の經營に邁進し、以て曠古の偉業を完成せんことを祈つて已まざるものである。

(終)

「東亞新秩序の建設と帝國海軍」  
附表

## 英米蘇海軍及空軍の情勢

第一表 最近に於ける米國海軍建艦計畫

| 艦種     | 計畫 |     | 昭和八年(一九三三年)<br>産業復興費に依る計畫 |    | 昭和九年(一九三四年)<br>グインソン案(豫算成立せるもの) |     | 昭和十二年(一九三七年)<br>補助艦艇建造計畫 |     | 昭和十三年(一九三八年)<br>グインソン擴張案(豫算成立せるもの) |     |
|--------|----|-----|---------------------------|----|---------------------------------|-----|--------------------------|-----|------------------------------------|-----|
|        | 隻數 | 噸數  | 隻數                        | 噸數 | 隻數                              | 噸數  | 隻數                       | 噸數  | 隻數                                 | 噸數  |
| 主力艦    | 1  | 1千噸 |                           |    | 6                               | 2千噸 |                          |     |                                    |     |
| 航空母艦   | 2  | 400 |                           |    | 1                               | 150 |                          |     |                                    |     |
| 甲級巡洋艦  | 1  | 90  |                           |    | 1                               | 100 |                          |     |                                    |     |
| 乙級巡洋艦  | 3  | 300 |                           |    | 7                               | 650 |                          |     | 2                                  | 150 |
| 驅逐艦    | 20 | 300 |                           |    | 57                              | 890 |                          |     |                                    |     |
| 潛水艦    | 4  | 500 |                           |    | 26                              | 400 |                          |     |                                    |     |
| 小計     | 30 | 116 |                           |    | 100                             | 436 |                          |     | 2                                  | 150 |
| その他の艦艇 | 2  | 400 |                           |    |                                 |     | 6                        | 360 | 10                                 | 460 |
| 合計     | 33 | 110 |                           |    | 100                             | 436 | 6                        | 360 | 13                                 | 610 |

以上の諸計畫を豫算年度別に表示すれば左の通である。

| 艦種     | 豫算年度            |                | 隻數 | 噸數  | 隻數 | 噸數 | 隻數 | 噸數 | 隻數 | 噸數 | 隻數 | 噸數 | 隻數 | 噸數 |
|--------|-----------------|----------------|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
|        | 一九三四年度<br>(昭和八) | 一九三五年<br>(昭和九) |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 主力艦    |                 |                |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 航空母艦   |                 |                |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 甲級巡洋艦  | 二               |                |    | 千噸  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 乙級巡洋艦  | 一               |                |    | 九   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 驅逐艦    | 三               |                |    | 三〇  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 潛水艦    | 〇               |                |    | 三   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 小計     | 四               |                |    | 四五  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| その他の艦艇 | 二               |                |    | 四   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 合計     | 三               |                |    | 一三〇 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |

尙新聞報に依れば、一九四〇年度(昭和十四—十五年度)次の通建造(改装)豫算を議會に要求中である。

|               |    |          |    |
|---------------|----|----------|----|
| 主力艦(四五、〇〇〇噸級) | 二隻 | 巡洋艦      | 二隻 |
| 驅逐艦           | 八  | 潛水艦      | 八  |
| その他の艦艇        | 三  | 航空母艦(改装) | 二  |

(備考)

(一) ヴインソン案は華府及倫敦條約の規定量(左表参照)だけ艦齡内艦船を保有する爲右範圍内に於て所要の追加建造並に代艦起工の權利を大統領に附與するものであつて前表起載の數字は右方針に基き一九三五年度(昭和九—十年度)以降一九三九年度(昭和十三—十四年度)迄に豫算成立せるものの集計である。

(二) ヴインソン擴張案は舊條約規定量(左表参照)に左表の擴張量(約二〇%増となる)を加へた量の艦齡内艦船を保有する爲右範圍内に於て所要の追加建造並に代艦起工の権利を大統領に附與するものであつて前表記載の數字は一九三九年度(昭和十三—十四年度)に豫算成立せるもののみを示す。

舊條約規定量及新ヴインソン案に依る擴張量

| 艦種別  | 華府及倫敦條約規定量 |                   | 昭和十三年(一九三八年)新ヴインソン案に依る擴張量 |    | 合計     |
|------|------------|-------------------|---------------------------|----|--------|
|      | 頭初規定量      | エスカレーター條項援用に依る増加量 | 計                         | 量  |        |
| 主力艦  | 一五隻        | 千噸                | 一五隻                       | 千噸 | 一八隻 千噸 |
| 航空母艦 | 一三五        | 千噸                | 一三五                       | 千噸 | 一七五 千噸 |
| 巡洋艦  | 三三四        | 千噸                | 三三四                       | 千噸 | 四二三 千噸 |
| 合計   |            |                   |                           |    |        |

| 艦種  | 計     | 現有力 | 建造中及未起工 |
|-----|-------|-----|---------|
| 驅逐艦 | 一五〇   | 四〇  | 一九〇     |
| 潛水艦 | 五三    | 一六  | 六八      |
| 合計  | 一、二八六 | 五六  | 一、二六三   |

(註) (一) \*主力艦は三隻十三萬五千噸迄擴張することが出来る

(二) 昭和十三年(一九三八年)ヴインソン擴張案中には尙「其他小艦艇」二十六隻約十三萬四千噸を含む

第二表 昭和十四年(一九三九年)一月に於ける英國海軍現有兵力並に建造中及未起工の艦船(潛水艦以上)

| 主力艦 | 艦種  |    | 建造中及未起工 |     |
|-----|-----|----|---------|-----|
|     | 現有力 | 噸數 | 隻數      | 噸數  |
| 一五  | 四六四 | 千噸 | 六       | 二一〇 |

|       |      |       |    |     |
|-------|------|-------|----|-----|
| 航空母艦  | 五    | 一二〇   | 一  | 一五  |
| 甲級巡洋艦 | 一八   | 一七二   | 一  |     |
| 乙級巡洋艦 | 一七   | 一四二   | 六  | 五〇  |
| 驅逐艦   | 一二三三 | 二七六   | 三五 | 五四  |
| 潛水艦   | 九一   | 八五    | 一六 | 二三  |
| 計     | 三六九  | 一、二五七 | 六四 | 三五二 |

三六

(註)

- (一) 現有兵力欄の驅逐艦中には輕敷設艦として使用せらるゝもの八隻を含む
- (二) 昭和十三年(一九三八年)竣工として計上せるものには推定を含む
- (三) 建造中及未起工欄の各艦の單艦噸數(推定を含む)左の通り

主力艦 三五、〇〇〇噸 航空母艦 一五、〇〇〇噸  
 乙級巡洋艦 一〇、〇〇〇噸 驅逐艦約 一、六〇〇噸  
 七、五〇〇噸  
 潛水艦 一、四五〇噸

第三表 米國航空兵力

一 現有兵力 [昭和十四年(一九三九年)一月現在]

海軍 約 二、〇〇〇機(海軍豫備航空隊及練習機を含む)  
 陸軍 約 一、六〇〇機(編制豫備軍及護國軍飛行機を含む)

(備考)

- (一) 陸軍飛行機中には海軍作戰に積極的に協同すべき參謀本部空軍(重爆撃機數百機)あり。
- (二) 民間飛行機操縦者の多いこと、飛行機製造能力の大なることは注目に値する。

二 擴張計畫

(一) 海軍

新ヴィンソン案に依り三、〇〇〇機以上を整備せんとす。

(二) 陸軍

従来は昭和十五年(一九四〇年)六月末迄に二、三二〇機を整備する豫定であつた處新聞報に依れば將來六、〇〇〇機を保有することを目標とし差當り今後二ヶ年間に三、〇〇〇機を増加すべき計畫を今期議會に提出中である。

第四表 最近に於ける英國海軍建艦計畫

| 艦種   | 計畫年度 |     |
|------|------|-----|
|      | 隻數   | 噸數  |
| 航空母艦 | 一    | 三   |
|      | 三    | 千噸  |
| 主力艦  | 二    | 二   |
|      | 四    | 七千噸 |
| 航空母艦 | 一    | 二   |
|      | 一    | 千噸  |

| 艦種     | 計畫年度 |    |
|--------|------|----|
|        | 隻數   | 噸數 |
| 甲級巡洋艦  | 三    | 三  |
|        | 三    | 三  |
| 乙級巡洋艦  | 九    | 三  |
|        | 三    | 三  |
| 驅逐艦    | 三    | 三  |
|        | 三    | 三  |
| 潛水艦    | 三    | 三  |
|        | 三    | 三  |
| 小計     | 一五   | 三  |
|        | 三    | 三  |
| 其の他の艦艇 | 若    | 干  |
|        | 若    | 干  |

(註) (一) 括弧内は推定に依る

(二) 竣工せるものは竣工後の噸數に依る。

第五表 昭和十四年(一九三九年)一月に於ける米國海軍現有兵力

竝に建造中及未起工の艦船(潛水艦以上)



| 艦種別  | 華府及倫敦條約規定量        |                        | 計                 |
|------|-------------------|------------------------|-------------------|
|      | 頭初の規定量            | エスカレーター1條項<br>援用に依る増加量 |                   |
| 主力艦  | 一五 <sup>隻</sup>   |                        | 一五 <sup>隻</sup>   |
| 航空母艦 | 五二五 <sup>千噸</sup> |                        | 五二五 <sup>千噸</sup> |
| 巡洋艦  | 一三五               |                        | 一三五               |
| 驅逐艦  | 一五〇               | 四〇                     | 一九〇               |
| 潛水艦  | 五三                | 一六                     | 六九                |
| 計    | 一、二〇二             | 七六                     | 一、二七八             |

(附) 舊條約規定量

|     |       |    |
|-----|-------|----|
| 加奈陀 | 驅逐艦   | 六隻 |
| 新西蘭 | 乙級巡洋艦 | 二隻 |
| 濠洲  | 甲級巡洋艦 | 二隻 |
|     | 乙級巡洋艦 | 三隻 |
|     | 驅逐艦   | 五隻 |

(註) (一) 昭和十三年(一九三八年)竣工として計上せるものには推定を含む

(二) 括弧内の數字は推定を含む

(三) 前表の艦船中には左記自治領海軍を含む

| 艦種    | 現有兵力 |                   | 建造中及未起工 |                     |
|-------|------|-------------------|---------|---------------------|
|       | 隻數   | 噸數                | 隻數      | 噸數                  |
| 主力艦   | 一五   | 四七五 <sup>千噸</sup> | 七       | (二五五) <sup>千噸</sup> |
| 航空母艦  | 七    | 一三七               | 五       | (一一五)               |
| 甲級巡洋艦 | 一五   | 一四五               | 一       |                     |
| 乙級巡洋艦 | 四九   | 三二四               | 一九      | (二二七)               |
| 驅逐艦   | 一七六  | 二二九               | 二四      | (四一)                |
| 潛水艦   | 六三   | 六五                | 一〇      | (一一)                |
| 計     | 三二五  | 一、三六五             | 六五      | (五四八)               |

第六表 英國空軍兵力(英國政府發表に依る)

一 現有兵力(昭和十三年(一九三八年)三月現在)

第一線機 約二〇三〇機

内海外部隊及艦隊航空隊 計 約六〇〇機

二 擴張計畫

(一) 昭和十三年(一九三八年)五月發表の計畫は昭和十五年(一九四〇年)三月末迄に左の通充實せんとするものである

|            |       |          |
|------------|-------|----------|
| 整備すべき第一線機數 | 本國部隊  | 二、三七〇機   |
|            | 海外部隊  | 約 四九〇機   |
|            | 艦隊航空隊 | 約 五〇〇機   |
| 計          |       | 約 三、三六〇機 |

(二) 同年十一月政府は右機數よりも約三割増勢する意嚮なる旨發表した

(備考)

- (一) 海外部隊及艦隊航空隊の一部は平時既に極東方面に配備せられて居る。必要ある場合には海外部隊及艦隊航空隊は勿論本國部隊と雖その何割かは極東方面に集中し得るであらう
- (二) 尙濠洲空軍は昭和十三年(一九三八年)初頭に於て第一線機約二〇〇機であつたが其後着々増勢中である

第七表 昭和十四年(一九三九年)一月に於ける蘇聯邦海軍現有兵力

(潜水艦以上)



昭和十四年二月二十二日印刷  
昭和十四年二月二十四日發行

海軍省及海軍部編纂  
內閣印刷局印刷發行

販賣所 內閣印刷局發行課

東京市麴町區大手町  
電話九ノ内(三)三五一一三五九  
振替東京一九〇〇〇

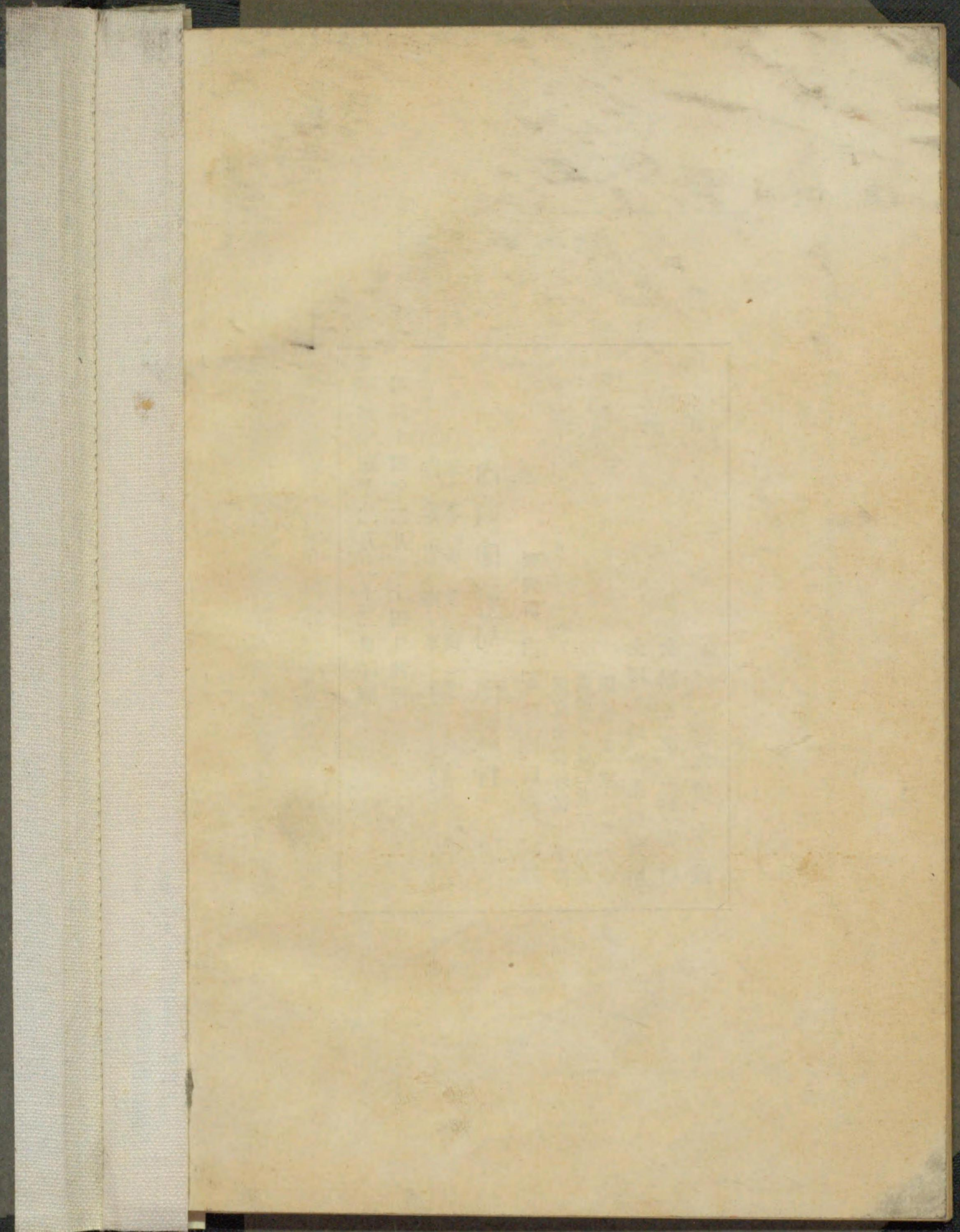
全國各地官報販賣所  
全國各地主要書店  
定價 十錢

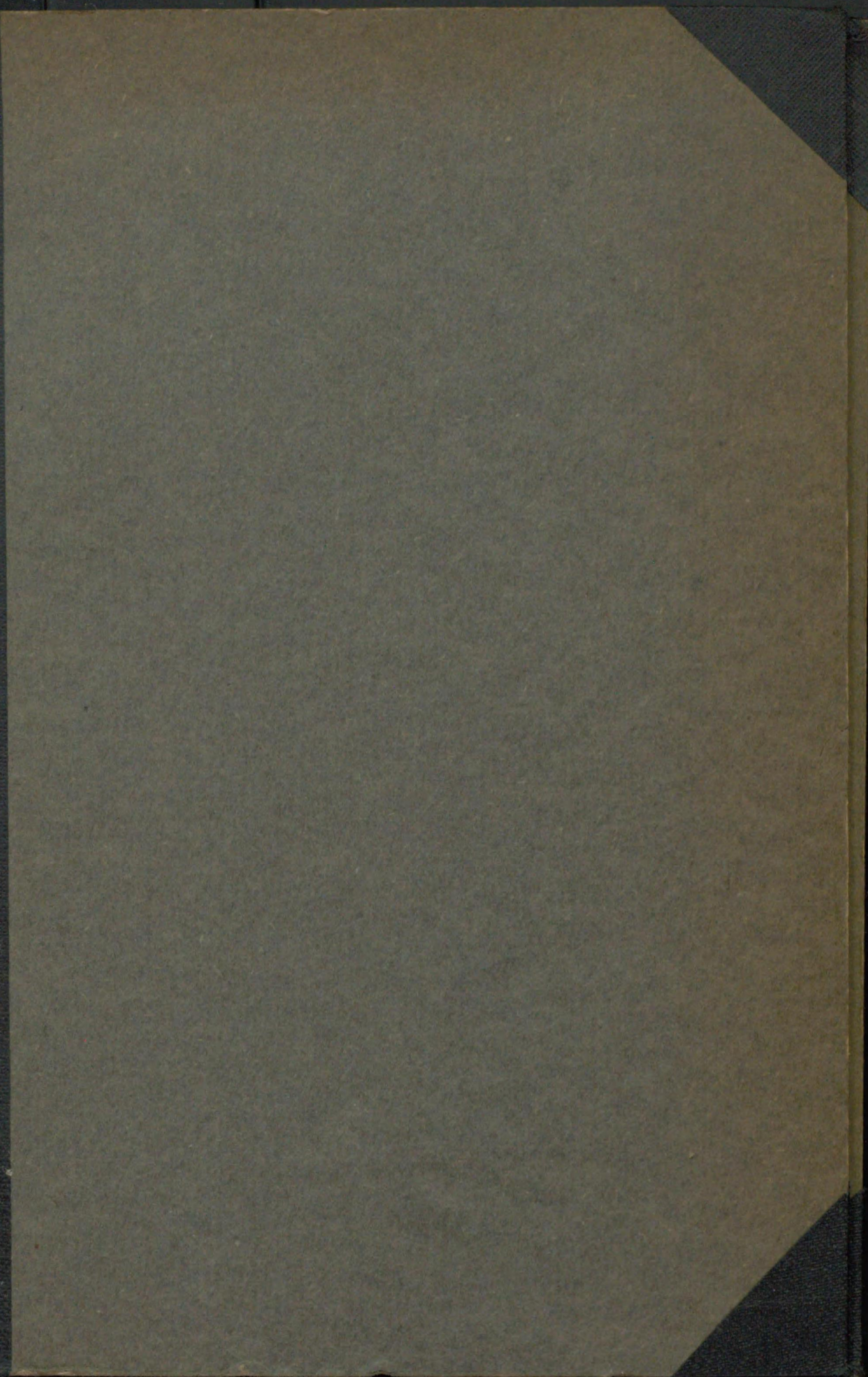
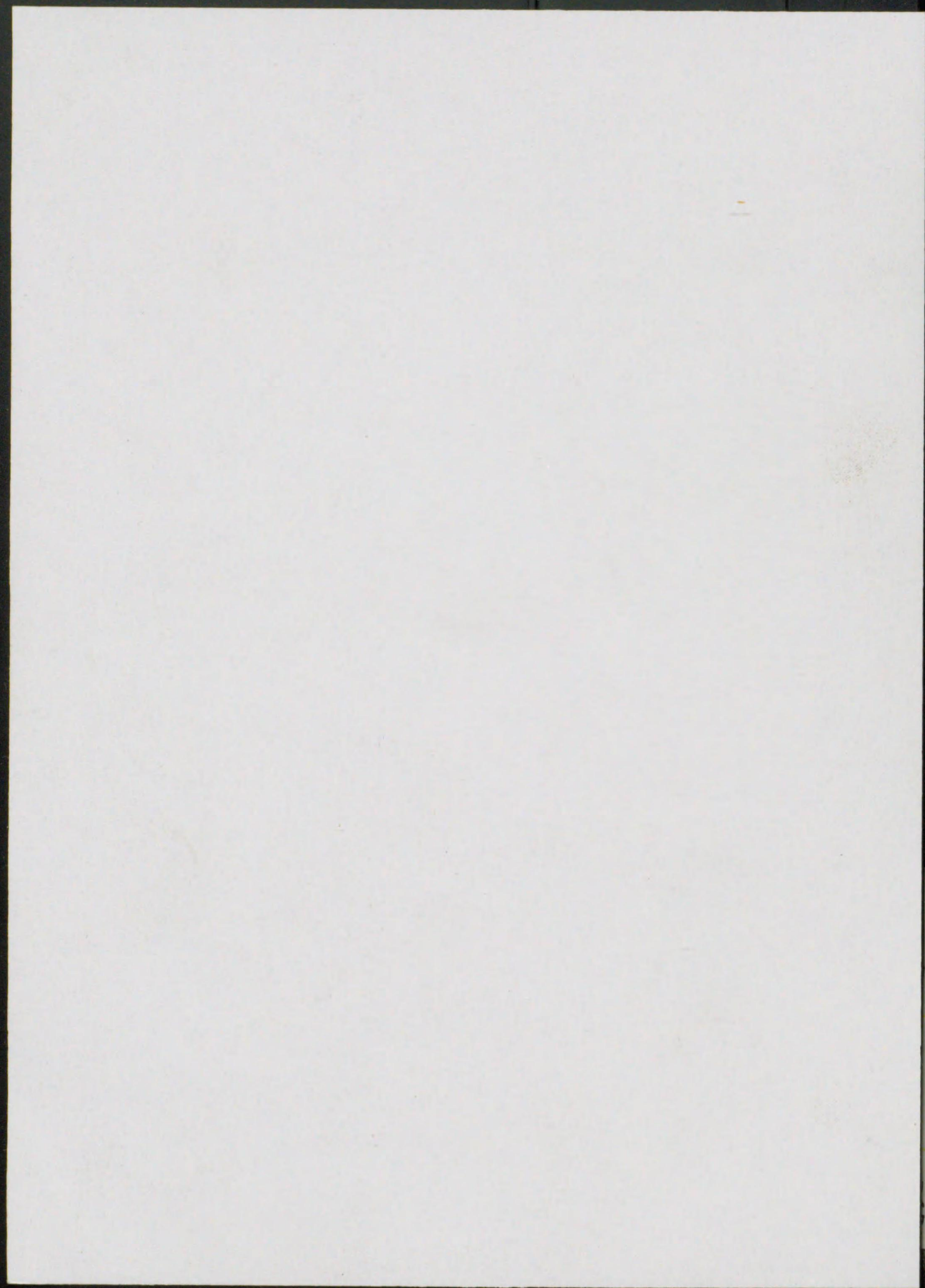
(備考)

- (一) 太平洋方面には右の内驅逐艦(二隻)潜水艦(六〇隻以上)等が配備せられ、尙水雷艇(六隻)其他小艦艇が配備せられてゐる
- (二) 建造中及未起工の艦船に付ては本文記載以外不詳

| 艦種    | 隻     | 噸     |
|-------|-------|-------|
| 主力艦   | 四     | 九千噸   |
| 航空母艦  | 一     | 九     |
| 甲級巡洋艦 | 三     | 二五    |
| 乙級巡洋艦 | 六     | 二八    |
| 驅逐艦   | 約 二二  | 約 二九  |
| 潜水艦   | 約 一七〇 | 約 九〇  |
| 計     | 約 二一〇 | 約 二七五 |

751  
2474



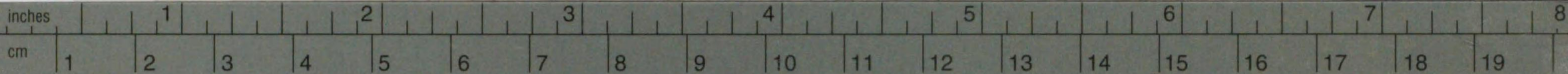


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

